

秦野市立児童館条例の一部を改正することについて

秦野市立児童館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市立千村児童館について、児童館機能を有する開放型自治会館の建設を予定している千村地区自治会連合会に対し、その土地を返還するに当たり、「公の施設」としての位置付けを廃止するため、改正するものであります。

秦野市立児童館条例の一部を改正する条例

秦野市立児童館条例（昭和39年秦野市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秦野市立千村児童館の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第14号 秦野市立児童館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧																		
<p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 児童の心身ともに健やかな育成の場とするとともに、児童と地域住民との交流の場とすることを目的とする施設として、秦野市立児童館（以下「児童館」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="181 592 1070 805"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秦野市立平沢児童館</td> <td>秦野市平沢979番地の4</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。</p>	名称	位置	(略)	(略)	秦野市立平沢児童館	秦野市平沢979番地の4	(略)	(略)	<p>(設置、名称及び位置)</p> <p>第2条 児童の心身ともに健やかな育成の場とするとともに、児童と地域住民との交流の場とすることを目的とする施設として、秦野市立児童館（以下「児童館」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 592 2049 858"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>秦野市立平沢児童館</td> <td>秦野市平沢979番地の4</td> </tr> <tr> <td>秦野市立千村児童館</td> <td>秦野市千村四丁目10番32号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	秦野市立平沢児童館	秦野市平沢979番地の4	秦野市立千村児童館	秦野市千村四丁目10番32号	(略)	(略)
名称	位置																		
(略)	(略)																		
秦野市立平沢児童館	秦野市平沢979番地の4																		
(略)	(略)																		
名称	位置																		
(略)	(略)																		
秦野市立平沢児童館	秦野市平沢979番地の4																		
秦野市立千村児童館	秦野市千村四丁目10番32号																		
(略)	(略)																		

議案第14号資料

位置図

